

一関市監査委員告示第 002 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成 31 年 1 月 31 日

一関市監査委員 小 川 四 郎
一関市監査委員 佐 藤 重
一関市監査委員 小 山 雄 幸

記

- 1 定期監査の結果の報告 平成 30 年 7 月 9 日付け監第 04002 号
- 2 対象部署及び事項 東山支所地域振興課に係る【注意事項】
- 3 措置を講じた旨の通知 別添のとおり

東地第 10001 号
平成 31 年 1 月 10 日

一関市監査委員 小 川 四 郎 様
一関市監査委員 佐 藤 重 様
一関市監査委員 小 山 雄 幸 様

一関市長 勝 部 修

監査報告に対する措置について

平成 30 年 7 月 9 日付け監第 04002 号で通知のあった定期監査の結果報告に対して、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき報告します。

記

東山支所地域振興課定期監査

(平成 30 年 4 月 24 日実施)

監査の結果	措置の状況
<p>【注意事項】 補助金交付規則及び自治会等活動費総合補助金交付要綱に沿わない手続により補助金交付事務が進められ、申請事業とは関係性の薄い備品の購入費用に補助金が交付されていた事例が見られたので適正な事務の執行を求める。</p>	<p>① 措置の内容 従来から「一関市自治会等活動費総合補助金交付要綱」及び「自治会等活動費総合補助金事業申請の手引き」により補助金交付事務を行ってきたが、改めて補助金交付要綱に沿った事務手続きを徹底するとともに、施設の備品など補助対象経費の取扱いについて明確になっていない部分があることから、補助対象経費の取扱いについて明文化した。</p> <p>② 原因 自治会の再三による要望に対応するため、本来、補助金交付の変更申請により手続きすべきところ</p>

を、事務手続きの確認不足から追加申請という手続きにより事務を進めてしまったもの。

また、申請の手引きによると、備品購入にあたっては、集会施設の整備に合わせた備品購入を除き、補助対象経費として事業用備品の例示しかなかったことから、これに合わせて手続きを進めてしまったもの。

③ 再発防止策

補助金交付規則及び一関市自治会等活動費総合補助金交付要綱に基づく事務手続きを徹底するとともに、補助対象経費の取扱いについて明確になっていない部分について、補助対象経費の取扱いを明確にし、明文化した資料を作成、本庁、支所担当者間で事務手続きや補助対象経費を確認するとともに、当該補助金を活用する自治会関係者等にもわかりやすい資料を作成し周知する。